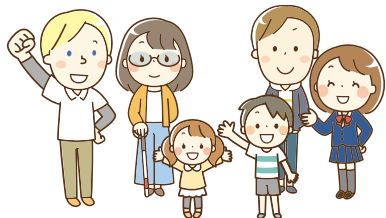


千葉県こども・若者基本条例 を制定しました

児童虐待やひきこもりの増加など、こどもや若者をめぐる課題は深刻です。このような状況の中、行政だけでなく、社会全体でこどもや若者を支援するための条例を制定しました。

詳しくは、[千葉県こども・若者基本条例](#) 
☎こども企画課こども若者支援室 ☎245-5673 FAX245-5547

どんな条例なの？



この条例は、社会全体でこどもや若者を育み、一人ひとりが尊重される社会を目指して制定したものです。条例では5つのこどもの権利【右記】を定め、若者についても、自分らしく円滑に生活を送るための権利を定めています。

ここでは、市民の皆さんに行っていただきたいことや、市の責務などをまとめました。

こどもの権利

- 安心して生きる権利
- 自分らしく心豊かに育つ権利
- 自分を守り、守られる権利
- 自分に関することを自分で決める権利
- 社会に参画する権利

地域の役割

こどもや若者にとって身近な地域は、さまざまな住民との関わりの中で人間関係を学ぶ場所です。

地域全体でこどもや若者を見守ることが大切です。

どんなことをすればいい？

- ヤングケアラーやひきこもりなどの困難を抱えたこどもや若者の相談に乗る
- 虐待が疑われるこどもを発見した場合は公的機関などに連絡する
- こどもや若者がさまざまな地域活動に参加できる機会をつくる



家庭の役割

こどもにとって家庭は、安心して過ごせるとともに、人格形成の基礎を築くための大切な場所です。一人ひとりの個性や成長に応じて、こどもにあった養育を行うことが大切です。

どんなことをすればいい？

- こどもが愛され守られていると感じられるよう接する
- こどもが自分自身を好きでいたり、他人を思いやりたりする気持ちを養う
- こどもの思いや気持ちを尊重する



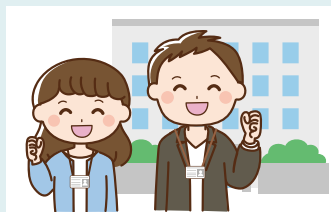
見守り

こどもや若者の
健やかな成長・自立
社会参画の促進

養育

千葉市の責務

社会全体でこどもや若者を育むことができる環境を整備し、こどもや若者が自分らしく健やかに成長・自立するための支援や、社会参画の促進などに取り組みます。



施策の実施

主な取り組み

- こどもや若者が生活を円滑に送るための切れ目のない支援
- こどもの権利の侵害に関する相談対応や救済
- こどもや若者が意見表明できる機会の確保やまちづくりなどへの意見の反映

こどもとの対話を大切にし、じっくりと向き合しましょう

こどもは保護されるべき存在ですが、おとなと同様に独立した人格を持つ一人の人間です。こどもだからといって、話をよく聞かなかったり、強制的に何かをやらせたりせず、こどもの気持ちに寄りそうようにしましょう。



また、思いや気持ちを尊重することと、わがママを受け入れることは異なります。こどもの話をよく聞いた結果、受け入れられない場合は、その理由を丁寧に説明することを心掛けましょう。

